

Sample

2017. 9. 25 (月) 発行

労働環境とメンタルヘルス不調

厚生労働省は、平成 28 年度「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業報告書」を公表しました。この調査研究は、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（平成 27 年 7 月 24 日閣議決定）において、過労死等の発生要因は明らかでない部分が少なくないため、実態解明のための調査研究が早急に行われることが重要であるとされていることから、平成 27 年度より実施されているものです。調査結果、分析結果は、次のとおりです。

■平成 27 年度調査結果の再集計・分析■

- 「労働時間を正確に把握すること」及び「残業手当を全額支給すること」が、「残業時間の減少」、「年次有給休暇の取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資することが示唆される。
- 『残業時間を 0 時間に近づける』ことが「年次有給休暇の取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に、また、残業を行う場合に『所属長が残業を承認する』ことが、「残業時間の減少」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資することが示唆される。
- 『最長の週の残業時間が 30 時間以上であること』、『ハラスメントがある職場』は、「メンタルヘルスの状態の悪化」を招く傾向にあるが、『裁量をもって仕事を進めることができる』、『仕事に誇りややりがいを感じる』または『適当な仕事量である』職場環境を構築することは、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資することが示唆される。

■自営業者・法人役員調査結果■

- 労働時間が長くなると、疲労蓄積度（仕事による負担度）が高い者や、ストレスを感じている者の割合が高くなる。
- 休日における息抜き・趣味活動・家族の団らん等の時間が足りていると感じている者については疲労蓄積度（仕事による負担度）が低くなる傾向があり、労働時間が長い者であっても、自分のペースで仕事ができる者については、疲労蓄積度（仕事による負担度）が低くなる傾向にある。



出所：平成 28 年度「過労死等に関する実態把握のための労働・社会面の調査研究事業報告書」

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 事務所
 代表 〇〇 〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇
 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 FAX: 〇〇〇-〇〇〇〇
 E-mail: 〇〇〇@〇〇〇.co.jp

行政手続法について

日常の生活で、様々な許認可や行政指導に関係することがありますが、このような許認可や行政指導を行う場合の行政の「手順」のことを「行政手続」といいます。その法律である”行政手続法”の中に「申請に対する処分」が定められています。これは、許可、認可、免許などの「許認可」を求めて行われる申請に対して、行政が「イエス・ノー」の回答として行う決定のことで、その中では、申請が許認可の要件に合っているかどうかを判断するための具体的な基準（審査基準）を定め、公表することが定められています。また、申請書を受け取ってから結論を出すまでに必要な標準的期間を定めるよう努め、公表することとなっています。

安全配慮義務

使用者は労働者と労働契約を結ぶことにより、相互に権利を行使し、義務を履行することが求められます。これより使用者はその義務のひとつとして労働者に対して安全配慮義務を負うこととなります。安全配慮とは、使用者は労働者に対して労務に服する過程で生命及び健康を害しないように、その職場環境等に配慮することとされています。また、これは社会通念に照らし相当と評価される措置をとる必要があるとされ、下請けや孫請けが同じ現場で働いている建設業の現場などでは、労働者が他社（下請け）の社員である場合でも指揮監督の程度や自社労働者との作業内容の同一性、元請企業の設備・工具等の利用の有無などの状況により、元請企業の安全配慮義務の責任が問われることがあります。

NEWS ダイジェスト

- **手当・休暇 正社員と格差「一部違法」**
日本郵便の契約社員が、正社員と同じ仕事をしているのに手当に格差があるのは労働契約法に違反するとして、同社に賠償を求めた訴訟の判決が東京地裁であった。一部手当に「不合理な労働条件の相違にあたる」と約 92 万円の支払いを命じた。
- **年金加算金 598 億円の支給漏れ**
厚労省は、元公務員の妻らを対象にした基礎年金に一定額を上乗せする「振替加算」について、1991 年以降 10 万 5,963 人分、金額にして計約 598 億円の支給漏れがあったと、発表した。年金機構と共催組合の連携不足が主な原因。